

2021年（令和3年）11月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

保健所における他課に属さない事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）10月27日付けで諮問（第1094号）された保健所における他課に属さない事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められない。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断をする必要がない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

警視庁刑事部捜査共助課長司法警察員警視から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査のため、地域保健課で保有する新型コロナワクチン接種に関する情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁刑事部捜査共助課長司法警察員警視に新型コロナワクチン接種に関する情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、新型コロナウイルスワクチン接種券郵送年月日及び郵送先、接種会場（接種年月日時及び場所）並びにその他参考事項

イ 目的外に提供する相手方

警視庁刑事部捜査共助課長司法警察員警視

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警視庁刑事部捜査共助課長司法警察員警視によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、警視庁刑事部捜査共助課に問い合わせたところ、次のように述べている。

捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は現在捜査中の詐欺事件の被疑者であり、現在所在不明の者である。所在を確認するために、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を確認する必要がある。

本件の目的外に提供する個人情報は、保健所における他課に属さない事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、市民生活の安寧のために、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを警視庁刑事部捜査共助課に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認め

られるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁刑事部捜査共助課長司法警察員警視によって行われたものであり、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、保健所における他課に属さない事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである、としている。

しかしながら、提供を求められている個人情報は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報であり、その個人情報の内容及び性質から、秘匿性の高い情報であるため、捜査のために必要であったとしても、本人の同意がない限り、目的外に提供できるものではない。また、新型コロナウイルスワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、国の指示の下、希望する住民が安心して接種を受けることができるよう、市町村において取り組んでいるものであるが、本件照会に応じることによって、今後、住民の積極的接種を阻害することが考えられ、新型コロナウイルスワクチン接種の本来の趣旨に反するおそれがある。よって、個人情報を目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)に述べたとおり、個人情報を目的外に提供する必要性について認められないことから、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

以 上